



# 金沢市公報

号外第36号

平成21年(2009年)12月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
●告示		推進に関する条例の規定によるまちづくりに 関する協定の変更について (都市計画課) 2
○都市計画の変更について (都市計画課)	1	○建築基準法に基づく公告認定対象区域 内における一敷地内認定建築物以外の建築物 の位置及び構造の認定について (建築指導課) 5
○道路の供用の開始について (道路管理課)	1	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことにつ いて (農業委員会事務局) 5
●公告		
○都市計画法の規定に基づく都市計画の決定に ついて (都市計画課)	1	
○金沢市における市民参画によるまちづくりの		

## 告 示

### ●金沢市告示第290号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成21年12月28日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備考
金沢都市計画 下水道	金沢市高柳町、若松町、福久町、南森本町、野田町及び山科町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	金沢市公共下水道 (浅野処理区) (西部処理区) (臨海処理区) ・排水区域

### ●金沢市告示第291号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年12月28日から平成22年1月12日まで一般の縦覧に供します。

平成21年12月28日

金沢市長 山 出 保

路線名	区 間	供用開始日
小 坂 73号 高 柳 町 線	高 柳 町 十一字 50番 1先 から 高 柳 町 十字 101番 5先 まで	平成21年12月28日

## 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間

満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成21年12月28日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備考
金沢都市計画地区計画	金沢市四十万町北及び額谷町の各一部	金 沢 市 都 市 整 備 局 都 市 計 画 課 (平成21年12月29日から平成22年1月3日までの間にあっては、金沢市役所当直室)	平成21年12月28日から平成22年1月12日まで	パークサイド四十万地区地区計画
	金沢市南森本町ニ及び福久町ハの各一部			南森本地区地区計画
	金沢市高柳町ニの一部			高柳地区地区計画

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号)第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定(以下「協定」という。)を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年12月28日

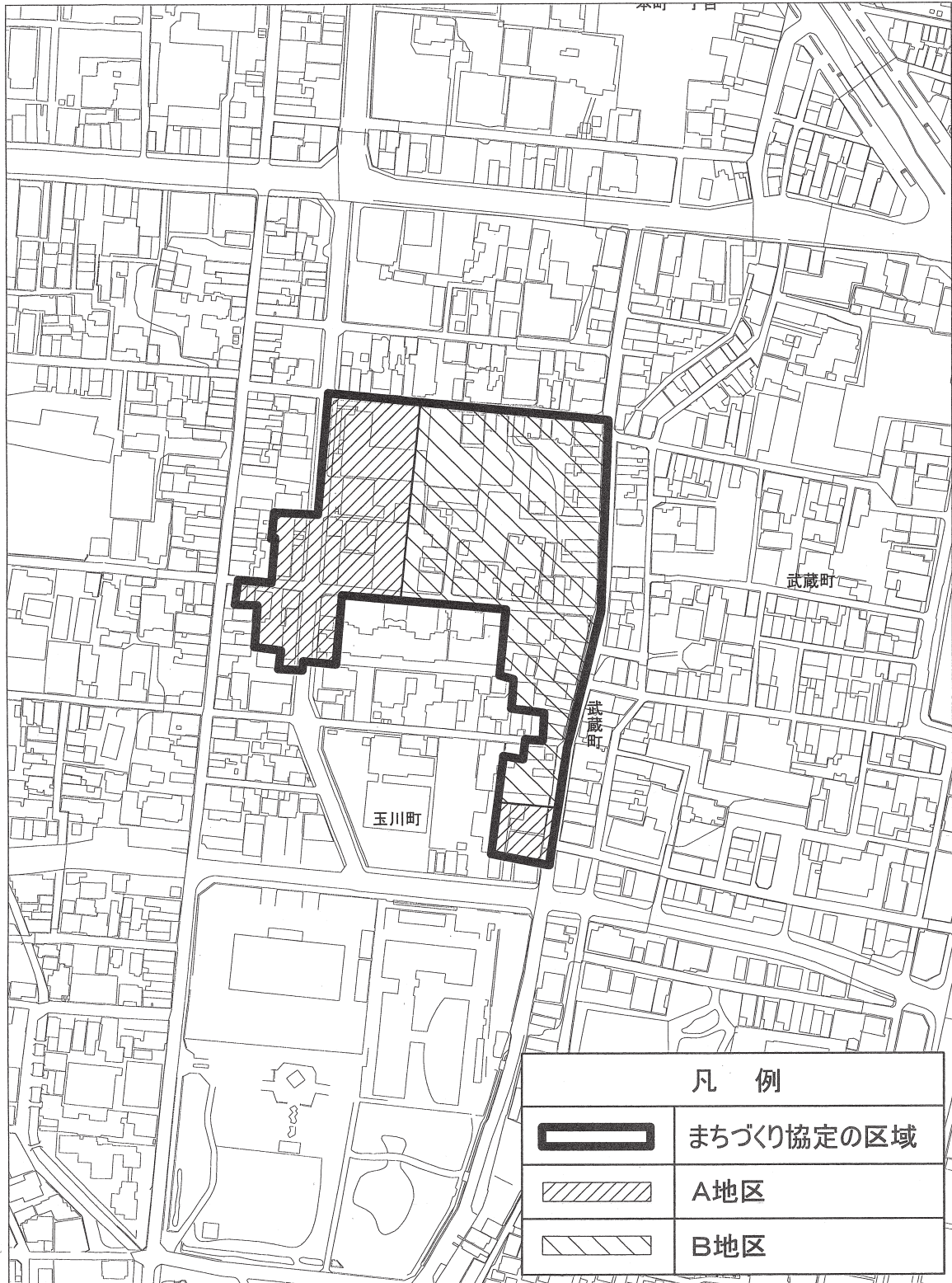
金沢市長 山 出 保

- 協定を締結した相手方  
芳齋地区住民等
- 協定を変更した年月日  
平成21年12月25日
- 協定番号  
20
- 協定の名称  
芳齋地区まちづくり協定
- 協定地区の区域  
別図(まちづくり協定区域図)のとおり
- まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項		変更前	変更後	
地区の区分	名称	-	A地区	B地区
	面積	-	約0.9ha	約1.4ha
建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物を建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第5号(低照度飲食店)、第6号(区画席飲食店)、第7号(まあじゃん屋、ぱちんこ屋等)及び第8号(スロットマシン、テレビゲーム店等)に規定する営業の用に供するもの (2) ボーリング場、スケート場、屋外ゴルフ練習場、屋外バッティング練習場 (3) カラオケボックス(コンテナに類する形状のものに限る。)	次に掲げる建築物は、建築(用途を変更する場合を含む。)してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第5号(低照度飲食店)、第6号(区画席飲食店)、第7号(まあじゃん屋、ぱちんこ屋等)及び第8号(スロットマシン、テレビゲーム店等)に定める営業の用に供するもの (2) ボーリング場、スケート場、屋外ゴルフ練習場、屋外バッティング練習場 (3) カラオケボックス(コンテナに類する形状	

	<p>(4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（既存のもの建替を除く。）</p> <p>(6) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定の適用を受ける団体の事務所</p>	<p>のものに限る。）</p> <p>(4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（既存のもの建替を除く。）</p> <p>(6) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定の適用を受ける団体の事務所</p>	
<p>建築物の高さの最高限度</p>	<p>建築物等の高さの最高限度は、20mとする。ただし、金沢市都市景観審議会の意見を聴いて、都市景観上支障がないと認められたものについては、31mまで緩和することができる。</p>	<p>25m</p>	<p>20m</p>
<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<p>1 建築物等の外観の色彩は、原色を避け、低彩度の色を基調とした落ち着いた色調とする。</p> <p>2 屋外広告物等は、自己用とし、地域の景観に配慮した素材やデザインで都市景観上支障のないもので、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 屋上及び塔屋階には、設置しない。</p> <p>(2) 地盤面からの最高高が20m以下で、壁面からの突出幅が1.0m以内の突出広告物。</p> <p>(3) 点滅灯、回転灯及びネオンサインは、使用しない。</p> <p>(4) 可変表示装置は、設置しない。</p>	<p>1 建築物等の外観の色彩は、原色を避け、低彩度の色を基調とした落ち着いた色調とする。</p> <p>2 屋外広告物等は、自己用とし、地域の景観に配慮した素材やデザインで都市景観上支障のないもので、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 屋上及び塔屋階には、設置しない。</p> <p>(2) 突出広告物は、次に該当するものとする。</p> <p>ア 下端は、地盤面から2.5m以上であること。</p> <p>イ 上端は、地盤面から20m以下で、かつ、軒高以下であること。</p> <p>ウ 壁面から突出する部分は、1m以内であること。</p> <p>(3) 点滅灯、回転灯及びネオンサインは、使用しない。</p> <p>(4) 可変表示装置は、設置しない。</p>	

# 芳齋地区まちづくり協定区域図



建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により公告します。

平成21年12月28日

金沢市長 山 出 保

一団地の名称	一団地の区域	認定年月日
県営平和町住宅2	平和町2丁目41番、42番、52番1、53番、83番、119番、128番1及び54番1	平成21年10月26日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成21年12月28日

金沢市長 山 出 保

平成21年(2009年)12月28日 印刷  
平成21年(2009年)12月28日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)